平成26年度第5回加古川市子ども・子育て会議 議事要旨

日時 平成 26 年 10 月 29 日 (水) 13 時 30 分から 15 時 40 分

場所 加古川市立青少年女性センター 4階 大会議室

出席者(委員) 杣山委員、大辻委員、河口委員、木村委員、小泉委員、諏訪委員、下村委員、

藤井委員、藤池委員、松浦委員、三柴委員、名生委員、矢野委員

(藤木委員【欠席】)

会議次第

1. 開会

2.報告

- (1) 加古川市子ども・子育て会議でご意見をいただく事項の進捗状況について
- (2) 加古川市子ども・子育て支援事業計画の「基本理念」・「基本目標」について
- 3.議事
 - (1)副会長の選出について
 - (2)「地域子ども・子育て支援事業」の「確保方策」の設定について
 - (3)「子ども・子育て支援給付に係る教育・保育の一体的提供及び当該教育・保育 の推進に関する体制の確保の内容に関する事項」について
 - (4) その他

4. 閉会

配布資料

資料 1 : 平成 26 年度第5回加古川市子ども・子育て会議座席図

資料2 : 加古川市子ども・子育て会議でご意見をいただく事項の進捗状況について

資料3 : 加古川市子ども・子育て支援事業計画の「基本理念」・「基本目標」について

資料4-1:「地域子ども・子育て支援事業」の「確保方策」の設定について

資料4-2:地域子ども・子育て支援事業の各事業における確保方策

資料4-3:「地域子ども・子育て支援事業」に関する量の見込み及び確保方策につ

いて

資料 5 : 「子ども・子育て支援給付に係る教育・保育の一体的提供及び当該教育・保 育の推進に関する体制の確保の内容に関する事項」(必須記載事項) につい

τ

議事要旨

1. 開会	開会の宣言
2. 報告	(1) 加古川市子ども・子育て会議でご意見をいただく事項の進捗状況につい
	て
事務局	加古川市子ども・子育て会議でご意見をいただく事項の進捗状況について
	事務局より報告を行った。
	【加古川市子ども・子育て会議でご意見をいただく事項の進捗状況につ

いて報告】資料2

事務局

(2) 加古川市子ども・子育て支援事業計画の「基本理念」・「基本目標」について

加古川市子ども・子育て支援事業計画の「基本理念」・「基本目標」について事務局より報告を行った。

【加古川市子ども・子育て支援事業計画の「基本理念」・「基本目標」に ついて報告】資料3

3.議事

(1) 副会長の選出について 委員の互選により、副会長に河口委員を選出

事務局

(2)「地域子ども・子育て支援事業」の「確保方策」の設定について 「地域子ども・子育て支援事業」の「確保方策」の設定について事務局より説明を行った。

【「地域子ども・子育て支援事業」の「確保方策」の設定について説明】 資料4-1から資料4-3まで

事務局

(3)「子ども・子育て支援給付に係る教育・保育の一体的提供及び当該教育・保育の推進に関する体制の確保の内容に関する事項」について 「子ども・子育て支援給付に係る教育・保育の一体的提供及び当該教育・保育の推進に関する体制の確保の内容に関する事項」について事務局より 説明を行った。

【「子ども・子育て支援給付に係る教育・保育の一体的提供及び当該教育・保育の推進に関する体制の確保の内容に関する事項」について説明】 資料5

委員

随分意見を言わせてもらったが、かなり取り入れていただいた。幼児教育や子育て支援に係わるに携わるものが「子育てするなら加古川市と言われるまちを目指して」という目標に皆で向かっていけるような環境づくりをお願いしたいと思う。

ユニット12に関して、小学校の先生方にお願いがある。

保幼小連携は、ホップ・ステップ・ジャンプの最終の時期を迎えており、 交流などが公私間で色んな形では進んできたように思うが、幼稚園や保 育園の現場は、上の小学校を見て、どうすれば子どもたちが滑らかに接続できるか、園の生活からスムーズに移行していけるように各園や先生方は取り組みをされていると思う。小学校の先生方にも下を見ていただきたい。子どもたちがどのような環境の中で学びを深めているのか、もう少し小学校の先生方にも見に来てもらいたい。子どもたちに不安感を与えないために、私たちもオープンスクールや行事などに参加させていただいている。大きな小学校区になるとたくさんの園から入学されると思うが、小学校の先生方にも子どもたちの育ちの姿、遊びの中からどのように学びを深めるのか、また生活習慣など関心を持ってもらえるようお願いしたいと思う。

委員

どんな子が入学してくるのか、いつも4月になると関心が高まるが、普段からということになると、行事の時にしかできないというのが現状である。ただ、以前に比べると情報が学校にも入ってきている。今まで、クラス分けをするときに色々な子がいるため、平均したクラス編成をしようとする場合に困っていたが、このユニットのおかげで情報が本当によく入ってくるようになっている。ただ、普段の様子となると、なかなか時間がとれなくて各園に行けないというのが現状である。また、そういった機会を作っていかなければいけないというのも事実ではないかと思うため、努力が必要ではないかと考えている。

委員

ホップ・ステップ・ジャンプという形で、今年はジャンプの最後の年を迎えているが、今後ユニット12をどうしていくかという事については、これで最後ではなく、次の展開をどうしていくか考えているところである。委員がおっしゃるように、小学校の先生方に係わって欲しいというご意見も何度かいただいており、今後そういうことも課題ということで取り入れていきたいと考えている。当初は「ユニット12って何?」というところから始まったものが、今では加古川市の教育の取り組みとしてご理解いただいていると思うが、まだ「ユニット12って何?」という方もいらっしゃるので、今後、より充実させていきたいと思う。

(4) その他

特定教育・保育に係る利用者負担について

特定教育・保育に係る利用者負担について事務局より説明を行った。

【特定教育・保育に係る利用者負担について説明】

委員

事務局

私立幼稚園等というのは、認定こども園の幼稚園部分はどちらの区分が

女只

適用されるのか。

事務局

認定こども園の幼稚園機能の部分は、私立幼稚園等の保育料が適用されることになる。

委員

来年度、新しいこども園に移行しても、同様の取扱いになるということか。

事務局

その取扱いである。

委員

私の園では、既に保護者説明会が終わり、受付は10月31日で終わるが、 新しい制度で、「公立幼稚園と認定こども園の幼稚園部分の保育料は同額 である。継続される5歳児は、継続児という扱いで経過措置がある。新 規で幼稚園に入られる4歳児と私のこども園に入られる4歳児の方とい うのは同じ公的な施設型給付を受けられる。」ということで、私は、保護 者の方に公立幼稚園と同額であるという説明をしてきた。加古川市にも 確認し、新規で入られる方は一緒で、継続児は幼稚園の方は経過措置が あると聞いていた。今申し込んでいらっしゃる方は、保育料は決定して いないが公立幼稚園と同額だという感覚でいらっしゃる。この表現を見 ると、公立保育園と社会福祉法人の保育料は全く同じであるということ が原則であるのに、なぜ、同じ区分で、公立幼稚園と認定こども園で差 があるのか。この疑問点については、他市の保育協会の先生方にもお電 話いただいたが、今その市ではかなり署名運動等があり、保育料は最終 的には3月に決定されるということだが、今の案にはものすごく差があ るということで運動が起きていると聞いた。私も公立と私立が同じだと いうイメージしかなかったため、保護者の方の説明会でもそのようにお 話させていただいている。ということは今申し込まれている方にもう一 度、公立幼稚園と認定こども園の保育料は違うということを再度説明し ないといけない。そういう形で申し込みを受けてしまっているので。市 にも確認をしたが、新規の方は同じで、継続の方は公立の場合は経過が あるとしか、情報としてはなかった。皆さん同じように申し込まれたと きにこの差というのは、同じ市民税を納めている保護者の方からすると、 かなり不公平があると思う。

事務局

まず、市立幼稚園と、私立幼稚園等、認定こども園の幼稚園部分も私立 幼稚園等に含まれるが、この保育料(案)については、現行の幼稚園保 育料を勘案している。現在、私立幼稚園については、おおむね月額 18,000 円から 30,000 円程度を月額としてお支払いいただいて教育を受けてお られることから、金額が下がることとなる。一方、市立幼稚園のほうは、 月額 7,500 円で、最高で 2 倍まで金額が上がってしまうということで、 金額の上がる市立幼稚園については激変緩和措置を設けさせていただい ている。もう入園の申し込みが終わられているということで、また、ご 説明等いただかないといけないこととなるが、今週の金曜日、土曜日の 説明会の中ではこの金額につきまして保護者の方には十分ご説明をさせ ていただきたいと考えている。

委員

今回の制度は平等性ということをずっと言ってこられたのではないか。 私立の幼稚園として、私学助成の枠組みに残られるところは別だと思う。 しかし、施設型給付へ移行する私の園でも、保護者の負担が減る、公立 と同じくらいに減るので、できる限り保護者の方にサービスを受けても らいたいという思いでこども園に移行した。新制度ではそうなるという 前提のもとに動いてきたと思っている。今になって公立幼稚園と認定こ ども園の幼稚園部分は倍と半分だと言われても、どう保護者の方に説明 したらいいのか。私の園の幼稚園部分の保護者の方も、公立幼稚園にお られる保護者の方も同じように加古川市に市民税を払われている。公立 保育園と私たち社会福祉法人の保育園の保育料が同額なのに、なぜ幼稚 園の部分で差別化をされるのか教えてほしい。

事務局

新制度で国が示している階層区分および利用者負担額については、私立 幼稚園の額ということで示されており、公立幼稚園については、国から 何も示されていない。国が示す利用者負担額とかけ離れた設定というこ とはできないが、国が示した階層区分、利用者負担額とあわせて、現行 の費用、保育料、公立と私立幼稚園とのバランスを考慮して総合して勘 案した結果、市立幼稚園には段階的な激変緩和の措置が必要だというこ とで、このような金額をご提案させていただいている。

委員

もしまだ猶予があるなら、公立が段階的にするのであれば、私立も段階的というのは難しいのか。一気に31年度の額にするのではなく、この間に、もう少し段階を入れていただくわけにはいかないのか。今、私の園の幼稚園区分には給食費も入り、時間的にも毎日16時まで保育所の子どもの保育短時間区分と同じ時間帯、また夏休み冬休みも保育園と同様に子どもをお預かりしているので、保育料の部分は今は保護者も納得した上でお支払いされていると思う。新制度で公立と同じ金額になるということで、例えば今まで仕事を15時までされていた方が、14時や13時半くらいまでに切り上げて、やっぱり幼稚園の方が保育料が安いので時間を短くしてでも幼稚園部分に移りたいとお金によって動かれている。私

もそのように聞いていたためにそのような説明をさせていただいた。保護者の方としては、いかがか。幼稚園や保育園を選ばれるとき、第一条件はどのような条件で選ばれるか。

委員

幼稚園の子どもの親として、質が良くて安い幼稚園に入れることがベストである。私の子どもは私立幼稚園に行っているので公立幼稚園の内容はよくわからないが、公立幼稚園の親は非常に経済的にも守られていると思う。働かず、子どもを温かく見守れる立場だというのが公立幼稚園のイメージである。私立の幼稚園に関しては、子どもに良い教育を与えるために、親も働いて、より質の高い幼稚園に入れようという趣向だと思うが、その差があまりにも大きすぎるというのは、結局は私立の幼稚園に入れて、子どものためにお稽古などをさせようと思ったらお金がかかってしまうので、親は働いて、子どもは預けるしかないというのが、今の難しいところだと思う。

委員

今後、こういう国の問題については親御さんにとっては大切なことで、 もう来年の4月から入園をされる方々がどちらに行かれるか、悩んで悩 んで決められた。園のほうも、委員が言われたように、ある程度こうい う金額でいくという説明のもとに親御さんも意思決定されて、そこを選 択されたという過程の中で、今日、素案が示された。この素案は、今後 変更がありえるということだが、その変更というのがこれ以上頻繁に変 更されることがあれば、園としても説明のしようがないし、親御さんが 怒るというのも目に見えている。どこの園をどう選択するという意思決 定の優先順位は、私であれば保育料が選択の大きなウエイトを占めてい る。このことが明確にならないと、園も親御さんも大変困ったことにな るのではないか。それを考えると、この素案がいつ案になって決定して いくのか。その先が見えていないとこれからの進め方も、行政も困るし、 園も親御さんも困るという切羽詰った状態になっている。今後の見通し がどのようになっているのかという点をお聞かせいただきたい。 次に、加古川市が国の新基準の利用者負担額に基づいて設定されている この31年までの、段階的なものも含め、私立幼稚園等という素案の金額、 これはまだそれぞれ検討の最中だと思うが、最終的な着地点の金額が、 同じ年齢の方の負担額のばらつきがどの程度あるのか、現行の基本的な

事務局

まず1点目については、当然、行政として、ある程度内部での整合をとった上でお示ししている。一方で素案が未定稿であるということで、考え方としてはお示ししている通りであり、本日ご意見いただいたものも

ところもわかれば教えてほしい。

含めて、考えていきたい。なお、冒頭申し上げた通り、今週の金曜日、10月31日の19時からと、11月1日の午前10時から、それぞれ、来年度の入園の手続きに向けた説明会を開催する。今、委員がおっしゃられたように、料金のプライオリティというのは高いものだということで、公表していきたいと考えているのも事実である。初日については400人弱、2日目については100人少しご参加予定であり、多数の方がお見えいただくことになっているため、説明会での公表は必要だろうと考えている。

2点目については、先ほど委員がおっしゃったように近隣市は同じように段階的に公立と私立を合わせる方向の案を発表されている。その他の近隣市町については、まだそこまでは出来ていないようである。また、阪神間は本当に様々である。冒頭に事務局から説明したように、初めて幼稚園の額が示されたので、各市町によって、この国の負担額におおむね近い額まで一気に上げているところもあれば、逆にもう少し高い額で差を設けているところもある。ただ、どの市町でも来年4月からの入園募集の時期というのは概ねこの時期からであり、おそらく各市町は同じような動きをされていると考えている。

委員

この会議が始まる最初の去年も申し上げたが、加古川市として誇れるような子ども・子育ての支援施策というのを、他所からも見学に来られるような状態が望ましいと発言としたことがあり。新しい市長も子ども子育てについては公約の中にも入れていらっしゃると思う。加古川市にとっても、子どもを育てて良い町にしていくということは、人口増加のひとつのきっかけにもなるのではないかという気がする。保育料というのは、質との関連も当然あるが、出来るだけリーズナブルで、多くの方が加古川市で子どもを育てたいという状況が何とか出来ないだろうか。私が初めて加古川に転入してきた昭和48年~50年ごろ、高砂市は水道料金と保育料金が安いから、住むんだったら高砂がいいよと言われながらそのまま加古川に住んだが、保育料の決定は将来にわたって影響が出てくると思うので、他市と比べて少しでも安い設定にできないか、予算の関係もあってすぐにはできないと思うが平成27年以降、上限が15,000円のところを何とか抑えるような努力もしていただけるようにお願いをしたい。質問と合わせて望ましい姿という意見で発言させていただいた。

委員

公立幼稚園、公立保育園の募集時期が迫っており、いつまでもこの表を 出さずにはいられない状況の中で、国もはっきり決められていないため、 現実問題としてそれを上回る額では設定できなかったという所がある。 その中で示されたのが幼稚園は私立の方で、公立は勝手に決めなさいと いうのが基本のスタンスかと思う。その中で二つの区分の料金設定をさ せていただいた。公立が相当な値上げになるので、そこの配慮は必要で はないかということで、5年間をかけて激変緩和という形で料金を設定 させていただいた。ただし、今、本当に時間のない中でお出ししており、 まだまだ議論等はあるだろうと思うが、ひとつの目安として今の時期に お示しをしないと色々な不安等があるため、あえてお示しさせていただ いた。先ほど事務局からご説明したように、この考え方はまだまだばら つきがある。どの辺りを最終的な着地点にするのかという問題があるが、 今の時期に確定するものではなく、素案という形でお話しをさせていた だいている。先ほど委員がお話しいただいたとおり、最終的には3月31 日までに決める形になると思う。手続き的な事だけ申し上げると、お金 を取る以上は手数料条例ないし規則でこの額を規定する必要があるの で、周知期間も含めて12月の市議会に提案をさせていただく。ただし、 個々の額については、いわゆる国の基準等が毎年度見直しされることか ら、おそらくどこの自治体も条例でこの額を規定することはせず、規則 で設定をしていかれるのではないかと思う。そういう意味で近隣市も3 月31日という日付を言われたのではないか。私どもも、できれば3月 31日まで粘りたいが色んな手続きがあり、その中で最終決断をしていか ざるを得ないという状況である。あわせて規則等もあるので、仮のひと つの案として5年間の表を出させていただいている。経済状況によって は、それぞれの判断の中で前倒しあるいは先送りということも必要かも しれない。ですので、ひとつの案としてお示しをさせていただいた素案 という形でご理解いただければと思う。そして 10月 31日、11月1日の 説明会で提示をさせていただきたい。非常に時間に余裕のない中である が、できるだけ早く公私の差はなくしていきたい。上限額で言えば最高 となる区分では、国の基準が25,700円であるところに対して、加古川市 は 15,000 円を設定している。この差額は誰が負担するのかと言うと、加 古川市が負担する。国は25,700円を徴収したものとしてお金を出してき ますので、あまり長期間負担をしていったら市の持ち出しが大きくなる。 その持ち出しが大きくなれば、一般財源の投入をしていくため、その分 だけ 13 事業に使える財源もなくなってくる。その中で出させていただい た案だということをご理解いただきたい。

委員

素案では私立幼稚園等になっている区分ですが、ここの枠に該当するのは認定こども園だけだと思う。ご相談を受けてもこのようなお話をするかと思うが、この段階の前に認定こども園の場合はこういう形になるんだよというような素案でも少しお話をいただければ。もう保護者の方にお話しをしてしまっている。今から園に帰って、保護者の方に一件一件

電話をかけて「ここは違うんです、こうなんです。」という説明をしなければならない。私の園は、幼稚園区分が40人おり、申し込みの方、また継続する保護者に対しても説明会をすることは行政のほうにも何度かお話をしていた。せめてもう少し早くにお知らせをいただきたかったと思う。それを聞いた保護者が、それなら公立のほうが安いんだなと、それでどう動かれるのかはわからないが、一応10月31日で決定をしたいなと思っていた段階である。

これも含め、園長会から意見として言ってほしいと言われているのが、事業計画が出てきた後で、認定こども園の普及ということを市の方で出されているが、本当にどの程度認定こども園を普及されて、来年の量の確保の上でどの地域にどのくらい認定こども園化するのか、保育園の定員を増加させるのかであったり、前から言っていた「区域Aではこれだけ足りないからこの地域あたりにこれぐらいの量を増やす予定である」とか図に描いてもらったり数を書いてもらったり、一応見込まれているところがあるのであれば、決定はできなくても前段階の相談を少ししていただけるといいかと思う。もちろん量が足りていないというのはよく分かっているが、保護者の意見を聞いていても、法人としても出来る限りの努力はしていきたいし、加古川市の子どもがもれなく同じようなサービスを受けられるように皆で努力をしていきたい。私自身も働きかけをしたいと思うので、もう少し具体案というか、急に話を持ってこられても話がスムーズに行かないこともある。1点は、またご相談をしていただきたいということ。

また、今度の説明会について、お金のことも含めて内容的にはどのような説明をされるのかということをざっくり教えていただきたい。

事務局

今週予定している説明会については、広報等でも幼稚園、保育園の入園手続き説明会と、主に新規入園の方を中心とした手続きについての説明をさせていただこうと考えている。まず従来からの変更点、申し込む際には支給認定の手続きが必要になるといった点と、それぞれの制度の改正後にどういった流れで利用できるのか、入園の申し込みの受付の段階から実際に来年4月に入るまでの時系列と、後は書類等の話をさせていただく予定である。1時間程度の説明に加え、質疑応答の時間も設ける予定である。

委員

まだこういった具体的な料金は出されないのか。

事務局

料金については先ほどご説明したとおり、申し込みにあたっては、金額 が選択の前提になると思われるため、提示する予定である。 委員

この週末の説明会に保護者として参加させていただくが、もしその説明会に参加するにあたり、何も準備もなく普通に参加して、これから来年子どもを幼稚園か保育園に入れようと考えている親だとすると、委員が「私立幼稚園3園は私学助成の枠組みに残る」とおっしゃったが、これから園選びをする親にとってはこの3園というのがよくわからない。また、金額の説明もある程度してくださるということだが、保育園に入れている親御さんであれば、おそらく現行の価格、所得額があるのでだいたい保育料の相場はつくと思う。ただ、幼稚園に行かせようとしている親御さんに関しては、自分がどの区分に入るのかというのが正直わからない、この資料は非常に難しいなというのが実感である。また、感想として、この私立幼稚園という所は公立幼稚園と差があると委員はおっしゃったが、素人がこの金額を見た時に、私立幼稚園だったら設備がきれいとなれば、妥当なのかなと思う。

委員

保育料の他にオンする金額というのは園によって違うと思うが、保護者としては、やはりそれがわからない。結局いくらで子どもを幼稚園に入れることができるかわからないので選びきれない。高ければ働かないといけないということになるし、幼稚園か保育園かも選びきれない。非常に難しいと思うので、どこまで掘り下げて私のような母親に説明してくださるのかを期待したいと思う。

事務局

まずこの説明会では、来年度は保育料がいくらとなるかという表、いわゆる保育料の表をお示しすることになる。従って、国から示された基準額や現在の市の保育料額、現行との増減比較といったものは書いてないものとなる。後、委員さんからいろいろご指摘あった、おおむねの年収があればわかりやすいいうことで、検討のうえ、出来るだけわかりやすくしていきたい。

また、ご意見のあった「私立幼稚園等」という文言について、市としては書かざるを得ないものである。そもそもこの表は保育所等利用者負担額表ないしは幼稚園等利用者負担額表となっているが、きちんと策定する際には1号認定の保育料、ないしは2号・3号認定の保育料という表記になる。これは、いわゆる1号認定というのが幼稚園相当の認定を受けた方が適応される表、2号・3号というのが保育認定を受けた方が適応される表となる。説明会当日は、保育の概要等をお渡しする予定であるが、この会議でも申しあげたとおり、この制度内に移行する又は移行しないという選択肢もあり、まだ確認作業も完了しているわけではないため、現行の公立園や認可保育所については従来どおり園名を記載する

ことも可能であるが、それ以外の部分については園名を記載するのはなかなか難しいと考えている。かつ、各園独自で保育料以外に徴収している部分については、有無も含めて様々であるため、そこについては保護者さん自ら、やはり預けられる場合は園を見られると思うので、その際にご確認いただきたいと考えている。

委員

10月31日と11月1日に説明いただく際、加古川市の私立の幼稚園3園が、この制度内で動きをとるのかどうかもわからない中で、料金の表が出るということについて、「私立幼稚園」という記載が、保護者の方が誤解しないかと思う。

事務局

説明会の当日にお示しする額の資料というのは現在作っている所であり、文言等についてはご指摘のとおり検討させていただく。

なお、例えば私立幼稚園が存在しない市町村も全国では多々あるが、そういうところについても額は設定する必要があるとのQ&Aが出ている。市外の私立幼稚園に通われている方がおり、そういう方々のためにこの額を作る必要があるという理解であり、委員がおっしゃったように加古川市内外ともに園の状況というのは不明なところもあるが、それとは別に市の責務としてここは作っていく必要があるため、今回の提示をさせていただいた次第である。

委員

現行基準は所得税と表現されており、新基準では所得割という表現をされているが、これは同じと考えていいのか。

事務局

現行基準は所得税により、新基準は市民税により判断するということになる。

現行基準では所得税で判断する階層と、市民税で判断する階層が存在する。新基準においては全て市民税で判定するよう、そもそも判断の基準 自体を国が変えており、これは日本全国で一斉に切り替えになる。

委員

そうすると、必ずしも同じ階層でも現行基準と新基準では一致はしない 可能性があるということか。

事務局

こちらの区分は、夫婦 2 人とお子さんが 2 人、奥様はパート収入で所得制限が掛かっていないというモデルケースで、所得税から市民税に切り替えた場合にこういう階層になると、国が示した 8 区分に分けた階層をもとに作っている。

委員

現行基準の、例えば 40,000 円以上 56,000 円未満の所得税のグループがあるが、それが新基準になったときに市民税の 97,000 円以上 121,000 未満というのは全く同じ人がその中に入っているという風に理解してよいか。

事務局

平成 26 年 4 月 1 日の入所の方は 4,145 名で、市民税額というのは今年の市民税額で決定するため、実際にそれぞれ再算定をおいてシミュレーションを行った。全体的にはそれぞれの階層の人数は大きくは変わらないが、所得税と市民税の計算が異なるため、扶養のお子さんの人数によって階層が前後することがある。ただ、大枠では、ほぼ同じ階層に入ってくると認識している。

事務局

補足になるが、もともと保育所はこの現行基準ということでこの区割りが出されていたため、今回、国で新たに市民税に基づいて計算しようとしたときに、出来るだけ同じ方が同じ階層となるような額で定めている。ただし、階層の境界となる部分の方については、多少の移動が生じるという国のつくりになっている。

委員

保育所は区分が細分化されていて多少は嬉しいのだが、幼稚園は納税されている方は全部 7,500 円から移るということだが、親御さんが自分はどこに入っているのか検討する時に、毎月の給与明細の市民税の額を 12 倍して、この幅の中に入っているかという風に見るということになるのか。

事務局

基準となるのは市民税の年額であり、毎月の給与明細には月額しか載っていない。加古川市の市民税課から毎年、市民税の決定通知というものを通知しており、そこに年額の記載があるため、それを見ていただくのが一番早い。ただ先ほど委員がおっしゃられたように、出来れば自分がどの区分に該当するのかという目安が他に何か立てられないか検討のうえ対応していきたい。

委員

保育所の利用者負担について、毎年保護者の方はこの差がすごく大きいのでショックを受けられる部分がある。3歳未満児の保育料において、階層が変わると14,000円増額になる区分がある。境界上の方が、少し出ただけでいきなり14,000円上がる。ここがもう少しなだらかになる工夫はできないか。他の市町村は、ここの間にもう少し段階的に所得階層を入れているところもあるが、加古川市の場合は間隔がものすごく大きい。範囲が広すぎて、税額が1,000円上がっただけでも保育料が14,000円上

がってしまうので、もう少しワンクッションとってもらって差が半分く らいにならないものか。保護者からもよく質問があるので、ご検討いた だけたらと思う。 国の利用者負担額については、基本的に8階層というのが大前提であり、 事務局 保育料の差が 20,000 円前後となる階層区分がある。国の基準と利用者負 担額の差は市が補助しているという関係があり、国の基準を下回って市 が持ち出している部分については、3歳未満児はおおむね1割程度を補 助しているが、この階層についてはそれ以上の補助をしている。また、 区分を国の基準より細かく分けている階層については、特に低所得者の 階層区分を細分化して、より細やかな対応を行うことを大前提としてい る。まずは、低所得者の階層を細分化したというのが現状である。今後 については、また検討を進めていきたい。 委員 基本的に税金は、累進課税で徴収されている。税金を多く払ったうえに、 保育料でもこのような所得による区分けがされているというのは、ある 意味で高所得者層にかなり負担がかかるという議論はよく言われること である。基本は8階層ということだが、今の段階で14,000円という負担 の差の解消を、もうひとつくらい加えられてもいいのではないかとの意 見であるので、ご検討いただきたい。 利用者負担額については、これで議論を終えたいと思う。 委員 その他、今日全体の所でなにかご意見ご質問等があれば、お伺いする。 委員 資料5の、公私立幼稚園・保育所といった枠組みを超えて質の高い教育・ 保育の提供に向けた取り組みということについて、この(3)の②の加古 川市の就学前教育カリキュラムの内容の再点検や見直し等々の検討する にあたり、私立の幼稚園や社会福祉法人の保育所の先生たちもこの会議 に参加させていただくことは可能か。 事務局 私立幼稚園や私立保育所の先生方にも入っていただこうと考えている。 ここに書いてある部分以外を含め、公立、私立の関係者の方々に参画し ていただき、加古川市の就学前教育・保育をどうしていくべきなのかと いうのを議論していただくことが必要なのかなと考えている。公立だけ ではなく、私立の関係者の方々にもぜひ参画いただきたい。 3. 閉会 閉会の宣言